

規制改革会議 重点事項推進委員会  
福祉・保育・介護分野 公開討論  
議事概要

1. 日時：平成20年6月6日（金）10：30～11：33
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室
3. 項目：厚生労働省との公開討論

「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について」

4. 出席者：【規制改革会議】

草刈議長、白石主査、翁委員、木場委員、有富委員、鈴木専門委員

【厚生労働省】

雇用均等・児童家庭局 局長 大谷 泰夫

雇用均等・児童家庭局保育課 課長 義本 博司

雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 室長 朝川 知昭

【規制改革推進室】

小島室長、関参事官、鈴木室参事、岩村企画官 他

5. 議事：

（厚生労働省関係者入室）

○白石主査 それでは、定刻となりましたので、規制改革会議重点事項推進委員会の公開討論を開会させていただきたいと思っております。

本日は、厚生労働省の大谷雇用均等・児童家庭局長、義本保育課長、朝川少子化対策企画室長にお越しいただきまして、マスコミの方々にも公開し、討論・意見交換を行ないたいと思っております。厚労省の皆様におかれましては、公務御多忙のところ、また、国会会期中にもかかわらず御足労いただきまして、誠にありがとうございます。

当方の出席者を御紹介いたします。右手から草刈議長、翁委員、鈴木専門委員。左手から木場委員、有富委員。そして、私がこの福祉・保育・介護タスクフォースの主査を務めております白石でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず草刈議長に一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○草刈議長 皆さん、おはようございます。たびたび御足労いただきまして、ありがとうございます。お忙しい中、お時間をとっていただき、大変感謝をしております。

言うまでもございませんけれども、当会議では保育制度のいわゆる抜本的な改革、これは総理もごく最近、抜本的な改革を急げということ、年内に結論を、ということもおっしゃっておられるので、そういう意味でもちよほど合致するのかなという気がしております。

すけれども、いずれにしても、うちの会議ではずっとそういうことを考えて厚労省とも協議を重ねて、去年 12 月には局長に御足労いただいて、ここで公開討論をさせていただきました。直接契約・直接補助方式の導入といったような改革案は、第 2 次答申において、昨年末に包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で、その可否について検討するところまでの合意はできていると理解しております。それで、この 3 月のいわゆる「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」という閣議決定の中にも、当然この文言が盛り込まれているところでございます。

一方「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議というものが、どういう理由かよくわかりませんが、昨年末で終わりになっていました。いろいろ整理をする中で、これは多過ぎる会議の中の 1 つだということのようで、我々としては残念に思っているところなのですが、いずれにしても、検討は去年の年末に立ち上げられた社会保障審議会の少子化対策特別部会で引き継がれたと理解しています。

そして、先月の下旬に「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」を厚労省でとりまとめられた。今日は、その「基本的考え方」に対する私どもの見解を述べさせていただくとともに、改めてあるべき方向性をお示しして意見交換を行っていきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○白石主査 ありがとうございます。

さて、本日のスケジュールでございますけれども、最初に厚生労働省より「次世代育成支援の新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」について、5～6分で御説明いただけますと非常にありがたいと思います。続いて、私から当会議の見解、主張を説明させていただきますので、その上で討論に移ってまいりたいと思います。

それでは、大谷局長からお願いいたします。

○大谷雇用均等・児童家庭局長（以下、「大谷局長」） 本日はこういう時間をいただきまして、ありがとうございます。雇用均等・児童家庭局長の大谷でございます。

昨年の暮れにこの場で貴重な御指摘をいただきまして、私どもも検討してまいりました。3月にも閣議決定をいただいております。後で資料で説明しますが、その後、保育のテーマは経済財政諮問会議でも再三再四取り上げられ、地方分権という切り口からも御議論があり、いろんな御指摘があります。

一方で、政府の中でも、重点戦略会議の結論もそうですけれども、総理の直接の指示で新待機児童ゼロ作戦、質も量もということで、この3年間に従来では考えられないスケールで取り組もうという動きもありました。

また、去年の暮れの御指摘を受けて、厚労省の審議会の中に部会を立ち上げまして、これでも鋭意検討をいただいて、充実した「基本的考え方」をまとめていただいた。それが今の私どもの立脚点になっているわけでありまして。

あと、いわゆる少子化対策の前段として、保育の一部が入っていますけれども、児童福祉法と次世代育成支援法の改正にも取り組まして、先々週、衆議院を満場一致で通過させていただいて、実は会期があと1週間のところで非常に緊張状態に入りまして、参議院でどうなるか、はらはらです。今も党の国対に行っておったところなんですが、非常に微妙な時期に差しかかっています。国会審議は衆議院で9時間ほど、参考人3時間、12時間ぐらい児童福祉問題をやったんですが、規制改革の話も相当出まして、民主、共産、社民それぞれ規制改革に非常に慎重な質疑が出ておりました。その辺の国対ぶりは、来週の審議にも関わってきますので、ちょっとタイミング的に物言いが言いにくい時期でもありますが、そんなことも踏まえて、最近の状況と中身について、課長からざっと資料説明をしたいと思います。

○義本保育課長（以下、「義本課長」） 失礼いたします。それでは、5～6分ということで、簡潔にお話させていただきたいと思います。

まず4ページをお開きいただきたいと思いますが、今、局長が冒頭申し上げましたように、昨年12月5日に公開討論があった以降、会議から出されました御指摘等を私どもは真摯に受け止めて、やるべきことについてはしっかりやっつけていこうということで、少子化対策特別部会を昨年12月に立ち上げて、議論させていただいているところでございます。一番下の方でございますけれども、5月20日少子化対策特別部会から「基本的考え方」をまとめさせていただきました。その内容につきましては、これからお話ししたいと思います。

それから、局長が申し上げましたように、保育の問題につきましては諮問会議におきましても、かなりの回数で取り上げていただきました。2月15日、4月23日です。議論としましては、やはり量的な拡大をしっかりやっつけていかなければいけないということで、総理のイニシアティブで新待機児童ゼロ作戦をしていこう。その場合、質も量も両方拡充していこう。必要な財源もしっかり議論していこうという流れが、政府の部内において出ているところでございます。下の方でございますが、地方分権からも、例えば会議から御指摘いただいているような「保育に欠ける」要件の問題も取り上げていただきまして、この問題についても議論いただいているところでございます。

そういう背景がございますけれども、3ページをお開きいただきたいと存じます。冒頭草刈議長からございました「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を12月に策定いたしましたけれども、それを受けまして、包括的な次世代育成の枠組みづくりを中心にしまして、少子化対策特別部会におきまして議論したところでございます。1月から2月につきましては、今、国会に出しております法案、家庭的保育を含めまして、当面取り組むべき方策につきまして御議論いただきまして、3月以降、次世代育成の枠組みづくりの検討を行いました。メンバーでございますけれども、3ページの下に書いてございますように、地方自治体の代表、労働側あるいは経団連を始めます経済界、マスコミ、学者の方、学者

も社会保障制度の関係者あるいは福祉、発達心理と幅広く入っているところでございます。ちなみに、下にございます駒村教授につきましては、この会議の前身の会議の専門委員を務められたと伺っているところでございます。

中身でございますけれども、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。会議の方で用意いただきました本体がでございますけれども、概要でポイントについて御説明したいと存じます。「1 基本認識」でございますけれども、立脚点としまして3点挙げております。上の方でございますけれども、すべての子どもの健やかな育ちを支援していこう。それをベースにして議論するというところでございます。それと併せまして、結婚・出産・子育ての国民の希望の実現。保育を中心とします子育て支援につきましては、未来への投資ということで、将来の担い手を育成する基礎であるというところから、しっかり議論していこうというところでございます。その上で、2以下につきましては、それぞれの論点でございます。「2 サービスの量的拡大」ということで、潜在需要を含めました絶対量を増やしていこう。併せまして、質の確保と並行する。それから、多様な主体の参画、その場合の透明性・客観性、質の担保についての御指摘をいただいています。「3 サービスの質の維持・向上」でございますが、すべての子どもの健やかな育成からしますと、最善の利益の保障ということで質の向上の取組みをする。例えば担い手の専門性の向上ですとか、職員配置や環境の問題。質を考える際におきましては、認可保育所が現在200万人のお子さんを受け入れておりますけれども、それを基本にしながら、全体としてのサービスを視野に置きながら、質の向上を図っていこうという御指摘をいただいています。「4 財源・費用負担」でございますが、社会の各層、国、自治体、事業主、個人が分かち合う負担をベースにしながら、目的・受益と費用負担の連動。地方財政への配慮等々について、触れているところでございます。

2ページです。その上で具体的な保育のルール、量が拡大し、質の拡充となると、社会の変化に対応して、利用者の多様な選択を可能にするという立脚に立ちまして、提供の仕組みについても考えていこうというところでございます。その場合、対人社会サービスとしての公的な性格、先ほど申しましたように良質な育成環境を整えてやっていくこと自身が、未来の担い手をつくっていく性格もございまして、情報の非対称性ですとか、選択する親と最終的に使う子どもの関係であるとか、単なる経済的な取引だけでなく、いわゆる相互作用があるという特性も踏まえまして、保育の新しいメカニズムをつくっていこうという点に触れているところでございます。その上で、個別の課題としまして、入所要件につきましても、今の「欠ける」要件について、この会議からも御指摘をいただいておりますけれども、全国でどこでも必要なサービスの保障されるように、客観的なサービスの新しい基準をつくっていこうという点に触れているところでございます。それから、保護者と施設の関係も含めまして、利用方式の在り方につきましても、新しいメカニズムの考え方、公的な特性ですとか性格を踏まえまして、利用者の選択を可能にする方向で議論していこうというところでございます。その上で、いろんな課題をこの会議でも御指摘いただい

るところでございますけれども、必要度の高い子どもが排除されないような利用の確保等々、市町村の適切な関与や情報公開あるいは第三者評価につきまして、保護者が適切に判断できるような機能を持たせていこう。保育については、地域性が大きいところがございますので、自治体自身が地域の保育機能の維持や質に適切な権限を発揮できる仕組みについても触れているところがございます。その議論と並行しまして、サービスを選択できるだけの量の保障と財源の確保についても御指摘をいただいております。6、7、8が保育以外のところがございますけれども、すべての子どもへの支援、多様な主体の参画、虐待を受けたお子さん、社会的養護のお子さんを含めました特別な支援を必要とするお子さんへの配慮、ワーク・ライフ・バランスにも触れているところがございます。そういう考え方をまとめまして、この「基本的考え方」をこれからの議論の1つの土台としまして、今後この部会におきまして、さらに議論を深めていこうという流れでございます。

お時間の関係もございしますが、簡単に残りの資料もざっと触れさせていただきたいと存じます。

4-1ページは、新待機児童ゼロ作戦でございます。これは総理のイニシアティブで作成させていただきまして、保育のサービス料の供給量、特に3歳未満児が足りないということで、10年間かけて20%を38%に引き上げていこう。特に足元3年が非常に大事でございますので、重点集中期間として取組みを加速していこうということで、来年の予算要求も含めまして、今、対策について省内で議論しているところがございます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。これは今更ながらのことかもしれませんが、今後、私どもが保育の議論をしていく際の1つの立脚点ということで、視点として挙げさせていただきました。3つございます。先ほどと重複しますけれども、子どもの健やかな育成を目指すことをベースにしていこう。だからこそ、公的な性格があるということでございますけれども、部会においても、その考え方だと承知しております。これはやりとりさせていただきましても、保育は単なる子どもさんを預ける託児ではなくて、やはりお子さんの健やかな成長と保護者の支援という性格を持っております公的なサービスでございます。それを大切にしながら、議論を進めさせていただきたいと思っております。対人社会サービスの公的性格、特性については、ここに挙げているようなものでございます。3点目につきましては、先ほど諮問会議の話にも触れさせていただきましたが、財源をしっかりと確保し、量的な拡大、質の向上を図っていこうということについては、これまでの議論においても、政府内でおおむね一致した見解として整理されているところがございます。待機児童ゼロ作戦に基づきまして、量の拡大に努めてまいりますし、財源の議論につきましても、税制改革に向けて財源の在り方についてしっかり議論すべきだという整理がされているところがございます。そういう点から、私どもとしては、量の拡充についてもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

6ページ以降は、それに関連するさまざまな御意見等でございます。先ほど局長が触れましたように、児童福祉法の改正の議論におきましても、与野党問わず、保育の質につい

て強調する議論がかなり出ているところでございます。

7 ページは、参考人の質疑でございますけれども、ここも与野党問わず、推薦の有識者から御意見が出ています。保育につきましては、質の確保が大変重要であることについて、それぞれの立場から強調されております。

8 ページは、利用者の生の声ということで、例でございますけれども、紹介させていただきました。ムギ畑という働くお母さん方のサイトで集めた意見を私どもが聞いたところでございますが、待機児童の解消をしっかりとやっていただきたいという御意見がある一方、今は定員以上に受け入れていますけれども、職員の負担が増えてどうなのかという問題ですとか、担い手の育成あるいは職員の処遇をしっかりとしてほしいという観点から、質の問題、特に職員の担い手などを安定的にやってほしいということについての御意見が非常に強くあるところでございます。下の研究会におきましても、民間保育所あるいは認証、認可についてのお話を触れているところでございます。ですから、量的な拡大をして待機児童の解消をしないとイケないんですが、利用できないものの不適正な是正のために、ある程度の質の低下はやむを得ないということはなかなか難しい。やはり保護者の方々の問題も意識しながら、私どもとして議論しないといけないと思っているところでございます。

9 ページ以降は資料でございますので、内容については御説明いたしませんけれども、東洋経済におきましても、子どもの格差という問題で、経済の方からもやはり子どもの就学前の処遇をしっかりとやっていくこと自身が大事だという視点に触れております。その中の記事として、認証保育所の荒川区の例を付けておるところでございます。

11 ページ以降は、虐待についてでございます。

以上でございます。

○白石主査 ありがとうございます。

それでは、当会議の見解を簡単に御説明申し上げたいと思います。資料は皆様のお手元でございますパワーポイントの2枚もの、資料3でございます。こちらに従って、御説明したいと思います。タイトルが「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する当会議の見解（概要）」というものです。

今、義本課長から少子化対策特別部会の問題意識をお話いただきましたが、当会議の問題意識もほぼ同じでございます。これから労働人口が減っていく中、やはり女性の労働力率を高めていくことが非常に重要でございます。安心して働き続けられる環境整備は必須でございます。そのために、やはり木に竹を接ぐような改革ではなく、質の確保と量の拡大を一気にやる、抜本的な改革が必要であろうと思います。現在の待機児童だけに目を向けるのではなく、保育園に預けたくても、まだそこまで至らない方たちが増えていることを考えれば、潜在的な保育需要にどう対応していくかということも含めて考えてまいらねばなりません。

「改革に当たっての3つの視点」はここにお書きした通りです。先ほど義本課長からは、

保育というものは単に子どもを預かるだけではなく、保育と親の支援を一緒やっていくということがございましたけれども、それは当会議の考え方も同じでございます。質の確保と量の拡大、それも多様化するニーズに合わせて、いかに量を供給していくかということでございます。

そのためには、抜本的な保育制度改革が必要でございます、1つ目が直接契約・直接補助方式でございます。現在、東京都の認証保育所などは、利用者が施設に直接申し込みをして契約をする、直接契約方式でございます。これは既に数も増えておりまして、相当な部分を民間が担っている。利用者評価などを見ましても、比較的自由度が高い時間に預かってもらえるとか、契約できるので施設の内容が非常によくわかって便利という、直接契約のメリットを挙げる保護者の方もとても多いのが実態でございます。直接契約・直接補助方式をとることによって、現在、施設に機関補助されている公的補助が利用者の必要度に応じて、バウチャーという形式で子育て世帯に直接配分される。そのバウチャーをもって、自分の子どもにフィットするような保育園を選んでいただければいいわけなので、選ばれるという意識が施設側に芽生え、いろんなサービスが向上、付加されていくものと考えております。

2点目は、「保育に欠ける」要件の見直しでございます。「保育に欠ける」というのは、昭和22年にできました児童福祉法、そして、23年にできました児童福祉法施行令の中で、昼間労働することを常態としているとか、震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっているとか、同居の親族を常時介護しているなど6つの基準と言いますか、該当する時に預けられるのだということであって、今、女性の2人に1人が非正規などの形態で働いているのもかかわらず、短時間働くことを想定しておりません。こうした「保育に欠ける」という要件を見直して、専業主婦世帯にも一時的な預かり保育や、必要度に応じてさまざまな保育サービスが普遍的に受けられるよう入所基準を見直していただきたいということでございます。

3番目は、官民のイコールフィッティングでございます。お手元の参考資料の7ページ、8ページ目起です。社会福祉法人に限定されている施設整備交付金というのが、もし株式会社やNPOにも給付されれば、株式会社等の保育所にとっては参入障壁が低くなるということでございます。平成13年と平成18年の施設数の推移を主体別に見ましても、公立の認可保育所は減っており、私立、特に社会福祉法人が増えてきています。今の財政状況の中で、コストの高い公立の認可保育所、公務員の人たちが運営する保育所はまず難しいので、民間の事業者にもこの交付金を等しく出すことによって、民間を増やしていく方が現実的ではないかと思えます。民間事業者が参入する上での障壁はほかにもございまして、民間事業者には、すべて社会福祉法人会計が求められているのですが、株式会社が経営する場合には企業会計を適用すればいいのではないかということで、経営の自由度を高め、事務手続きの負担を軽減することなども必要だろうと思えます。今、多くの自治体で保育所の民営化が行われていますが、その時に社会福祉法人だけに限定するというような

ことで、排除が行われている懸念もございます。民間事業者を排除しないよう、是非自治体への指導も徹底していただきたいと思っております。

4番目は、地域の実情に応じた施設の設置の促進でございます。国の施設最低基準では0歳児の乳児室やほふく室は1人当たり3.3㎡必要と定められていますが、東京都の認証保育所などは2.5㎡以上でいいとされています。実際には2.5㎡を上回る施設もありますし、都市部を中心にやはり土地の手当ができないところとか、広い建物が手当できないところでは、少し基準を緩和して、まず量を増やすことが先決ではないか。なぜ、ほふく室や乳児室がずっと1人当たり3.3㎡なのでしょう。当会議では、科学的な根拠をお示しいただきたいとお願いしてきていますけれども、これに対しては、科学的・実証的な検証が行われていないということで、今まで回答をいただいております。認証保育所では、さきほどの面積基準で、そして、6割以上が専門資格を持った職員という基準でも、何ら問題は起こっていないわけでございます。ある基準をクリアしたものについて、一定の補助、支援を行うようにすればいいのではないかと。さらには地方分権改革推進委員会で、今、提言されていますように、国がガイドラインを示しておいて、あとは地方の裁量に任せてもいいのではないかと考えております。

次は、今日のメインの論点ではございませんので、簡単に済ませたいと思っておりますけれども、認定こども園という制度ができて、ようやく、確か200を上回ったのですが、国のとりあえずの目標は2,000でございます。まだその1割でございます。なぜ増えないのかということをお伺いしたら、やはり事務手続きが大変だとか、認定を受けても補助金をもらえないタイプがあるということで、さまざまな問題がございます。国はこれを5年経った後に必要に応じ見直すとおっしゃっていますが、5年経った後では、もう子どもを産む母集団そのものが減っていく段階でございます。早期の見直しをお願いしたいと思います。

家庭的保育も非常に重要でございます。家庭的な環境で、少人数で子どもを見てもらいたいというニーズは、確実にあると思っております。今、国の予算事業に則った保育ママさんは、わずか105人でございます。保育園に入れない間、保育ママに預けたいとか、少人数保育を希望する人たちが増えていく中では、保育ママさんの要件を少し緩めて、基礎的な研修を受けた人であれば保育ママさんになれる。自分の子どもを育てながら、保育ママ事業を行なう。これはフランスの例でございますけれども、こういうことも御検討いただき、事後チェックにより、不適當な人には市場から退出してもらおうという方式に変えればいいのかと思っております。

放課後児童クラブは、詳細は割愛したいと思っておりますが、いわゆる6歳の壁、9歳の壁があって、学童クラブに入れたくても入れられずに仕事を辞めざるを得ない人はたくさんいらっしゃいます。小学校の余裕スペースなどを活用して、まず数を増やしてもらいたいと考えております。

以上、当会議の見解を簡単に御説明いたしましたので、意見交換に移らせていただきと



思います。

まず当会議でも少子化対策特別部会を傍聴させていただき、議事録もこのメンバーで少し拝読しました。まず、当会議が主張しております直接契約・直接補助ですが、駒村委員などは、「準市場メカニズム」ということを提言されて、複数の委員からもそういう御意見が出ました。明確に反対をされた方もいらっしやって、議論の俎上にはのっていたのですが、「基本的考え方」のドラフトが出た段階では「新たな市場メカニズム」という文言に変わっていたのです。「契約」という文言は入っているのですが、「直接補助」という言葉が消えておりますし、「新たな保育メカニズム」ということがどういうことなのか。少し具体的に御説明いただけませんかでしょうか。

○義本課長 まさしくこれから具体的に議論していこうということでございまして、考え方を整理したものが「基本的考え方」のペーパーでございまして。資料1に「基本的考え方」というペーパーがありますけれども、今、白石主査がおっしゃった点は、5ページの下から始まる「5 保育サービス提供の仕組みの検討」のところでございます。6ページから出ていますけれども、保育のサービスの提供の仕組みについては、対人社会サービスとしての公的な性格・特性を挙げています。次の○で、「新たな保育メカニズム」という言葉を使っておりますけれども、利用者の多様な選択を可能にすることを基本にしなが、対人社会サービスとしての公的な性格や特性を踏まえて、保育の提供の仕組みを考えていく。そういうことを称して、「新たな保育メカニズム」という言葉を使っています。中身としては、こういうことを踏まえながら、今後議論を深めていきたいということでございまして。その中で入所要件の話ですとか、あるいは利用の在り方、契約の問題も含めて議論をさせていただこうというところでございます。よろしいでしょうか。

○白石主査 ということは、具体的なことは決まっていけないのに、方向性だけが示されたという理解でよろしゅうございますか。

○大谷局長 原理的な考え方については、かなり議論していましたが、表現ですね。「市場」という言葉について、駒村先生は「準市場」という整理をされたこともあれば、市場でないものについては、むしろもうちょっと現在の方に立脚して意見を言う方もあって、欠席する方の書面参加も勿論あったりして、だから、市場に立脚するかという、どちらにやるかということは、まだみんなそれぞれの思い、幅がある。ですから、整理の段階では駒村先生の考え方はそうであるし、むしろ、まだ現状にかなり近い福祉の組織的な現時点では重要だという立場の方もあって、そこについて「メカニズム」という言葉は残っていますけれども、まだ会議の一致意見として「市場」という言葉は整理されなかったということだと思っています。ただ、何を判断して、どういうふうにして持っていくかという方向は書いてあるんだと思います。

○鈴木専門委員 関連する質問なのですが「新しい保育メカニズム（完全な市場メカニズムとは別個の考え方に基づく。）」と書いてありますけれども、完全な市場メカニズムというのは、どういう考え方なのでしょう。その中に我々の主張しているようなものが入っているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○朝川少子化対策企画室長（以下、「朝川室長」） 少子化対策特別部会の議事録をお読みになっているということであれば、きっとある程度知っていらっしゃると思いますが、駒村先生に1回4月の会に発表いただいたんです。駒村先生の論文も御用意いただいて、その中でもこういうことの考え方が整理されておりまして、要するに、純粋な完全な市場メカニズムと対人社会サービスは一線引かれたメカニズムで動かすべきであるというお話です。論文を読みますと、バウチャーの仕組みにもいろいろな仕組みがあつてということが書いてありまして、そういう完全な規制の緩やかな市場メカニズムというのはふさわしくないということを表現されています。

○鈴木専門委員 端的にお聞きしたいのは、我々が主張しているような考え方は、「新たな保育メカニズム」の中に含まれていて、これから検討されるべきものなのか、それとも別個の市場メカニズムとして排除されているものなのかということをお聞きしたいのです。

○大谷局長 「完全な」というのはいろんな意味があると思うんですが、今日いただいているペーパーを見る限りでは「完全な」ではないです。そういうことで、そんなに路線が違っているとは思いませんから、考え方の中でとれるもの、現場で実務上できること、できないこと、お母さん方にもいろいろな立場の意見がありますから、納得できる幅の中でできるところを見つけていかなければいけないと思います。

○鈴木専門委員 そういう意味では、割と漠然としたものの中で、我々が主張したものもいろいろ検討いただくという余地を含んでいるということですね。

○大谷局長 当然入っています。

○鈴木専門委員 1つ確認したいのですが、直接契約に関しては割と書いてあるような気がいたしておりますけれども、補助に関してはこの中の文言には書いてないのですが、これもこれからの議論の中では御検討いただけるということなのでしょう。

○大谷局長 包括的な中で何かを排除することはないので、別にそれを排除してはいませんが、やはり現在の福祉の立場に立つ方からは、契約でも特に直接補助のところについて

は、なお抵抗感が強かったということは審議の経過なり日常の仕事の中でかなり感じます。

○鈴木専門委員 わかりました。

○白石主査 どうぞ。

○有富委員 私、保育の問題は専門ではないのだけれども、前提の確認がないからぐるぐる回っているのです。どういうことかと言うと、例えば「保育に欠ける」という項目を見ても、世の中の 50 年前の話しか書いてないのです。専業主婦を前提とする国民サービスになっているわけです。ところが、先ほど白石さんが言ったように、半分の女性は働いています。そういう前提から考えたら、はっきりしています。前提を決めて部会をやってもらわないと、先に進まない。こんな条件はすぐ外すべきです。朝川さんにとってみたら、これがあるから少子化対策ができないみたいなものですね。私はそう思います。

もう 1 つ、直接契約は、官僚が決めるよりは、お母さんが自分の子どもを本当に良いところに預けたいというメカニズムが働くから、その方がいいに決まっているのです。決まっていると私が言うと首をかしげるのだけれども、これが議論にならないから、先ほどからいらいらしているのですけれども。いいです、私の言いたいことはそういうことです。

○白石主査 障害児を持つ親御さん方、生活保護世帯、低所得者世帯に対しては、やはり補助金をたくさん出す。バウチャーの考え方によれば 2 倍ないし 2.5 倍などを出すことになり、完全な市場メカニズムということを示しているわけではないのです。きちんと今の措置制度で必要最低限を残しながら、ほかの部分市场化していくことを申し上げていて、多分「完全な市場メカニズムとは別個の考え方に基づく」とここでお書きになっているのは、当会議の主張を意識してのことであろうかと思うのですが、そこは是非誤解のないようにしていただきたいのです。

○大谷局長 出発点の前提を申し上げますけれども、「保育に欠ける」要件というのは、「保育に欠ける」ものについて保育していけないと言っているのではないんです。今、国の公費で助成する対象はどこまで対象にできるかということを決めている要件なのであって、専業主婦の方のお子さんを預かっていけないとか、自費でやっていくことは全然止めていないので、そこは誤解のないようにしていただきたい。限られた公費の中で優先順位をつけて、この人から優先していかないと、こちらの人が先に行ってしまうと、本当に必要な人がウェイティングになったということは避けようという意味で、行政も関与しているわけです。

そうすると、バウチャーで補助をしまして、例えば母子家庭のお母さんにもバウチャーでしっかり補助がついて、言わばお金を持っている世帯と同等になったとします。もう同

等だから、どちらの方でも施設を選択して入れてもらえばいいという立場と、やはり私も仮にバウチャーにして経済的に同等なお金を払えるようにしたとしても、母子家庭の方は先に優先してもらいたいというのが行政の立場なので、その辺で市場も直接契約をやるわけです。

○有富委員 わかるけれども、少子化対策というスタンスで変えるべきではないかと言っているわけです。まずこれが1つです。

もう1つは、国も限られたお金の問題があるのは百も承知です。これからますます大変になってしまうと思うのだけれども、多い方がいいけれども、財源のレベルで順番に必要な人から配分してあげればいいのであって、私が「保育に欠ける」人たちを決めて、その人たちを面倒見てやるというのは横柄だと言っているのです。

○大谷局長 それはおっしゃるとおりです。

○白石主査 年末の公開討論の時にも、大谷局長は直接契約と直接補助方式の論点や効果はお認めいただいております、導入のネックは財源確保だとおっしゃっているのです。待っていれば母集団も少なくなってきましたし、出生率は上がったものの、出生数としては減っています。財源確保については、いつぐらいまでに目途が立つのでしょうか。

○大谷局長 それは一局長に聞かれると非常に苦しいんですが、私どもも実は新待機児童ゼロ作戦を総理から指示を受けた時に、10年後に100万人ぐらいの規模で増やしたいという話をしてきました。ところが、目の前で2,200億円のマイナスを抱えている中で、保育の増強分を厚労省でどうやって財源確保するかということは、立場上は相当の制約があって、総理ともその辺について、財源について我々は相当枠がかかっているけれども、どうするかということも含めて、これは検討しよう。その中で、今、例えば税制改革というような消費税を含めての問題があります。今の消費税というのは高齢化だけのものなのか。ごく普通の少子化対策をしている国になるためには、1兆や2兆が要るんだということはあまり言わせてもらえなかったんですが、去年の暮れぐらいから言い放って、今、政府の会議でもそこは言って、国会でもそういうふうに答弁しています。ですから、その辺から1つです。それから、政府全体で予算の重点で取り組んでもらえるかどうかを含めて、ここは我々も大変期待し、あらゆる会議でも言い、ゼロ作戦でも言い、今、総理の国民会議でも言っているので、我々も一刻も早くという思いは同じですし、3年重点集中と言われたのは、むしろ、総理や上川大臣の強い御指示で入っているんで、我々は経済界を含めて、政治を含めても、バックアップし、ひたすら期待するしかないんですが、急いでいることについては、全く同じです。

○白石主査 お金の問題でございますけれども、鈴木専門委員が日経新聞にも発表されたように、財源をどの程度まで入れるかという前提の置き方によって、サービスの供給主体をどうするかという議論もあると思います。

少子化対策特別部会の「基本的考え方」を拝見すると、あくまでも今の「認可保育所を基本としつつ、」ということで、ここを譲っていらっしゃらないのです。認可保育所イコール基本という前提が合理的なのかどうか。今の認可保育所を全くやめて、極端な例ですが100%民間企業の参入を認めるのだ。3割を社福化して、残りの7割を民間にするという前提の置き方によって、追加財源がどれだけ必要かということが変わってくると思うのですが、認可イコール基本という前提をとられていることについては、何か根拠があるのでしょうか。

○大谷局長 認可と官民は別の問題ですから、認可法人の民営化あるいは株式会社の認可保育所はあります。

○白石主査 私立の認可保育所ですね。

○大谷局長 そうです。認可の株式会社もあります。ですから、法人格は次の議論に置いておいて、私どもの原則である限られた財源の中で、優先順位のあるところに一定レベルのものを確保していこうということからスタートしていくと、認可したところか、一定レベルを確保していただいたところにやはり公費をつけていくという流れになっていますが、先に議論がいきますと、財源が入って需給がバランスできて、そうしたら、多分いろんな人が競争状態に入っていくと思います。そういう意味で財源を確保して、需給がバランスしてくれば、主体の問題も認可の問題も、今よりも恐らく軟化してくるだろうということは想像できるわけですから、そういう意味で現時点での立脚点を言っていますけれども、未来永劫これでなければならないと言っているわけではありません。

○鈴木専門委員 前回の討論で、確か8,700億ぐらいの財源が必要だとおっしゃったと思うのですが、いろんな数字がいろんなところで上がってくるものですから、我々も少し混乱しております。おっしゃるような供給量増大ということで、認可保育所を基本にするという考え方でやりますと、どれぐらいの財源が必要になるとお考えになっているかということと、それはどういう計算をされているのかを、わかる範囲で教えていただければと思います。

○朝川室長 数字は、昨年冬に申し上げている数字と基本的に同じでして、要するに民間か社会福祉法人かで単価がそんなに大きく変わるわけではありません。人件費が9割を占めているサービスですから、単価が大きく変わると思えませんので、3歳未満の割合

を 20%から 38%に伸ばすとか、そういうように単純にサービスを伸ばすとしたら、質の改善などは含めずに量だけで考えれば、そのぐらいの規模の金額が必要になります。

○鈴木専門委員 その場合のコストは、何のコストを使っているのでしょうか。認可保育所のベースですか。

○朝川室長 そうです。

○鈴木専門委員 我々は資料を入れていますが、認可保育所と認証保育所を比較すると随分コストは違うのです。60%ぐらいは違うと思います。

○朝川室長 それは地方単独分を見ていらっしゃるから、そういうふうに見えるということだと思います。

○鈴木専門委員 地方単独分を入れずに、計算をされているということですか。

○朝川室長 そうです。

○鈴木専門委員 地方単独分を入れなくて、供給量は増やせるのですか。つまり、国の保育単価だけで供給量増大は可能だとお考えなのでしょうか。

○朝川室長 それをベースにやっているということですか。

○鈴木専門委員 それをベースにやっている認可保育所というのは、今までにあるのでしょうか。

○朝川室長 あります。

○鈴木専門委員 東京だけの話ではないです。地方も含めまして、国基準の保育単価だけで運営しているのですか。それはどれくらいあるのですか。

○義本課長 そこはデータをお持ちしていませんけれども、都は大体国の単価の2倍ぐらいです。全国的に言うと、2倍までやっているところはほとんどなくて、2割から3割ぐらい上増ししてやっている。そういう状況です。財政状況によりまして、極端なところで言えば、ほとんど追加財源がなくて国の単価でやっているところもあります。

○鈴木専門委員 それはどれぐらいあるのでしょうか。

○白石主査 母集団に対して、何割ぐらいがそうですか。

○鈴木専門委員 極端な例をあまり議論したいとは思わないのです。

○義本課長 今、データを持っていません。

○鈴木専門委員 是非その点について、後ほど資料を御提出いただきたいと思います。それから、計算の根拠、どういう算出をしているかということも、是非当会議にお示しいただきたいと思います。

○大谷局長 コストの議論なんですけれども、私どもも 8,000 とか 9,000 とか頭数をかけて計算して、1つの変化は新待機児童ゼロ作戦をつくる時に、これは保育だけではなくて、今回新しく家庭保育という法案を出していますけれども、いろんなバリエーションも含めて吸収するから、そこにおいて、やり方を増やそうということが入ってきたことと、我々の計算方法に対して、数の量はいいけれども、質の改善が入っていないのではないかと。今、保育士さんは非常に給料が低くて苦しい状態があるわけです。そこの改善分も入れてくれという話がありまして、それを入れていくと、恐らく保育だけでは済まない。介護なども同じ問題が出てきますから、福祉関係の仕事をする人の処遇改善まで盛り込んでいくと、相当な上積みが必要なので、今、ぎりぎりのところで、現在の単価だと頭数をかけてもこれぐらい要ります。だから、地方単独分とか処遇改善などを含めたらもっと要るので、その辺は実は経済財政諮問会議の大田大臣にお願いして、地方の財源も含めてと書いていただいているのは、国費だけを突っ込んでも保育は動かないので、地方にも相応の金を突っ込んでほしい。そうでないと、国が計画を立てても、結局、何年経っても地方がついてこられない状態が続く。そこも経済財政諮問会議にもお願いして、バックアップを頼んでいる。そういった状況です。

○白石主査 ここに企業経営者の方がお二人いらっしゃるのですけれども、多分、どういう投資をすれば、どういうリターンがあるかというのは、企業経営にとっては当たり前の発想だと思います。追加財源 8,600 億が明確にぶら下がってこないのであれば、今ある財源をどういうふうに配分すれば最大の効果が得られるか。これは小学6年生でも考えつくアプローチだと思うのですが、なぜ今の保育の質を一定水準確保しつつ、地方に任せて、供給量が増えていくやり方を検討されないのでしょうか。どうして公務員さんが担う公立の認可保育所の数が減っていて、これが増えそうもないのに、そこを維持して、ほかの民間企業ないし認証保育所と言われるところには国の供給、補助金がゼロのままなのでは

うか。

○義本課長 ゼロではないです。

○白石主査 認証保育所は、国の補助金はゼロですね。

○義本課長 先ほど申しましたように、認可を受ければ株式会社であっても運営費は出るという仕組みになっています。

○白石主査 ただ、都市部では認可を受ける水準の場所が手当できないケースもあります。教育においても、保育においても、こういう制度があるのだから、これに乗れば金をやる。それが役所側の考え方ですけれども、そうならないハードルが実態としてそこにあるわけです。

どうぞ。

○草刈議長 今日は黙っていようと思っていたのですけれども、経営者と言われてしまったからしょうがないです。

勿論、財源があればそれに越したことはないのです。今、道路を一般財源化するというところで、よく知らないけれども、予算の取り合いをやるような方向にいていますね。要するに国のお金が非常にプアになっていることは事実ですから、そんな夢みたいなことはあり得ない。ただ、少子化対策と言うか、厚生労働省でも厚生の方ではなくて労働の方の立場から考えると、これから労働人口は減少する。それに伴って、国の力が弱くなっていく。この対策として、少子化対策というのは非常に重要な問題で、それを何とかして対応しながら、一方で労働力を増やしていくためにはこういうサポートが必要だというのが基本的な認識です。これはいいですね。

その時に、医療でも同じことがあったと思うのだけれども、今ある財源の配分が本当にリーズナブルなのか、あるいは公平なのかということを考えるべきではないかという感じが私は強くするのです。保育園の費用の中でも一番大きなものは、先ほど9割とおっしゃったけれども、人件費です。認可保育所と、認証保育所、これは全く国の金が入っていない制度ですけれども、これが極めてアンバランスになっている。これを平準化していくとか、今の財源の中でいろいろと工夫をして、いわゆるサポート体制を変えていくという御努力がどうも感じられないのです。労働問題もあるから、わからないではないのだけれども、あれだけ1人当たりのコストあるいは待遇が違ってしまっているのを平準化しないといけないと思います。

もう1つ言えば、要するにお金を持っている人たちから、勿論、障害者とかそういう弱者の方々への手当は我々も先ほどから言っているように絶対に必要だし、それなしに考え



られないと思いますが、やはり余裕のある人から適切な御負担をいただくとするか、そういうことも含めて考えていかないと、そのうち財源が大きく膨らんで、それで何とかなりますということは、勿論あるに越したことはないし、御努力をしていただきたいのは山々ですけれども、そんな甘い話はあまりないと思います。

そうすると、今ある財源の配分方法をもう一回初めから考え直して、いかにもっと供給量を増やして、もっと質の良いものを生んでいくか。これは企業ではしようがないのです。つまり、お金をちょうだいと言っても誰もくれませんから、そうすると、コストセーブするしかない。今、例えばトヨタと新日鉄がやりあっていますね。鉄が1トン幾ら上がる。それをトヨタさんはそのまま料金にぼんとのせたら売れませんか、そこでまた血のにじむような努力をみんなするわけです。それと同じようなことを、やはり局長の指導の下にやっていただきたい。その再配分によって、随分いろんなことが違ってくるのではないか。その1つの手として、いわゆる直接補助というものがあるのではないか。つながりとしては、そういう考え方を私は持っているのです。

○白石主査 利用者負担の問題も同じなのです。0歳で国の基準から推計したら、利用者負担は2で、公費負担は8です。今、認可保育所を利用されている方は全国で200万ですけれども、それだけの少ない負担で、限定されたところにしかサービスが届かない。国の補助金をどう配分していくかということと同時に、限られたサービスの恩恵を受けている人たちがどれだけ利用料を払っているか。ここも1つ論点になってくると思います。

○大谷局長 経営のお立場からのお話は、非常によくわかります。公的なセクターと違って、一方、今回こういう規制緩和の議論をすることによって、与野党もそうですけれども、関係者が量の拡大を質の低下で補うな。ですから、現行の財の中で薄巻きにするのは、絶対にまかりならぬ。相当警戒感が出て、かんぬきをかけられている中で議論しなければいけないというのが1つございます。

それから、コストの問題でも、今、市町村などが高い人件費を出しているのは、保育の措置費というか、公費の中で出しているのではなくて上積みして出しています。ですから、今の国費の保育の中で配分しようと、私立の保育所を見ればわかるように、本当に非正規に切り替えて経営をやって、それが経営努力ですけれども、一方でいろんな不安も呼んでいる。公立は三位一体によって一般財源化されましたから、国から補助金がいなくなったので、今、公立も非正規に、言わば非常勤に切り替えて、それでまた相当いろんな問題が噴出しているんですが、そこは限られた財源の中でやろうという動きは出ているんですけれども、その辺で与えられた原資の中で薄巻きにすることは絶対にまかりならぬという議論がある。

そうすると何をするかというと、今の利用料の問題になるわけです。我々も利用料を上げさせてもらえるのであれば、それも1つの選択肢だと思うんですけれども、やはり20

代、30代というのはあまり所得が高くない。高い方だけ取ればいいのではないかということがありますがけれども、高い方は非常に数が少ないので、相当下げないと財政効果があるほど取れない。そうなると、今の高齢者医療費問題ですけれども、負担ということに対して非常にナーバスな中で、我々がそういう選択肢を打って出た時に、まず与党を通るかどうかも疑問ですけれども、国会でそういう法案が現実にあるのかとなると、今の国会状況を見ていると、通り道は狭いという思いがしています。その辺の悩み、新日鉄とどこどこが合意したらそれはあるんですが、我々はその先に与野党を含めて、特に野党の御理解を得ないものは、今、通りませんから、その辺で非常に羽交い絞めになっているところがあります。あまり言いたくなかったんですけれども、是非御理解いただきたいと思います。

○白石主査 量の拡大を質の低下で補ってはならない。その論拠と言いますか、根拠にあるのは、認可保育所以外は質が低いという御認識ですか。

○大谷局長 違います。そういうことは言っていないです。東洋経済などが書いているものをお読みいただければわかりますが、コストはどこで抑えるかということ、人件費にいくだろう。それがどういうことになっているか。あるいは食費のカットで補った法人がどうかということ、やはりコストをカットする時に保育所は人件費と食費みたいなものでしかない。

あと、施設の広さや面積の議論は、今、地方分権改革で御指示をいただいているので、これもゴールが近いんですけれども、何とか安かろう悪かろうでない範囲で、地方の判断がどう生かせるかという最後の詰めの議論をしています、そこは取り組んでいるところです。

○白石主査 ただ、保育と同じように介護の問題もそうだと思うのですが、2000年に介護保険ができて、介護の悪徳事業者がいます。それでいて介護保険制度をやめよう、バウチャーの考え方をやめようということにはなっていないはず。これはほんの一例で、必ずこういうことは出てくる。それをいかに監督指導していくかということと併せて考えていけば、防げるわけで、こういう悪徳事業者が出てくるから、直接契約に切り替えられないというのは、どうもおかしな論理のすり替えだと思います。

○大谷局長 そうではなくて、実はこの規制改革の話も関係者が説明して歩いて、できるだけ取り組もうという説明をしても、やはりコムスンの事件などが相当みんな記憶にあって、事件を起こしてもらって退場すればいいのではないかという考え方については、今、非常に厳しい意見が出たんです。あの制度はある意味で監視して、市場から退場すればいいということでやって、それが当時は評価されたんですが、出た結果に対して、マスコミ、国会を含めて物すごい批判が出たということで、そこも1回冷え込んでいるんです。

そういう意味で、我々は光と陰があって、光の部分は大きく評価されない。陰の部分が出た時に、判断をしたのは誰だ、どこだということで追い詰められる。今そういう状況の中でやっていますので、そこは是非御賢察を賜りたいと思います。退場すればいいという論理は、我々は使えないんです。

○白石主査 局長の御苦勞が忍ばれるところではございますけれども、残り5分ぐらいになりました。

翁さん、どうぞ。

○翁委員 やはり利用者が選択できるという環境をつくっていくことは、決して質を低下させるものではないという考えに基づいて我々はやっておりまして、質を向上させるために新しく利用者が選択できる仕組みを導入していただきたい。そこが基本的な考え方だということを御理解いただきたいのが1つです。

あと、これだけ需要と供給が大きく乖離している中で、6ページの一番下のところにも、量が保障されることとか裏づける財源の確保がなされることで、初めて新しい仕組みの導入を検討されるようにも読める感じがあるのですけれども、そうではなくて、限られた財源の中で本当に必要な人に必要な手当がされているのか。それは「保育に欠ける」要件と関連する議論だと思うのですけれども、だからこそ、一刻も早くこの要件の検討を行っていただきたい。財源の問題と切り離してこのことを是非御議論いただき、スピーディーに対応していただきたいと思います。

○大谷局長 その御指摘は、痛み得るほどよくわかります。

政治的な今のモーメントを言いますと、我が国の少子化に対する投資というものが、フランスやスウェーデンに比べると、まだ3分の1から4分の1だという状態にあって、半分にしてもらったら少し改善するだろうということで、今そこに相当力点を置いているわけです。今の限られた原資も大事に使わなければいけませんけれども、これは幾らなんでも少な過ぎるんだというところをある程度言わないと、この時期にロスをしてしまいます。チャンスと言ったらおかしいですけれども、ちょうど財源の議論をしている時に、そこが1つなんです。

それから、財源の議論をする時に、できるだけ有効に使わなければいけないということで、「保育に欠ける」対象を広げたいんですが、言わば必要度の低い方に給付を増やすと、いわゆる必要の低い方に押し迫るということで、その辺のバランスをぎりぎりとしていって、財源が増えたらその分だけすそ野が広がっていく。今はそちらからいっているんですけれども、逆から攻め込む方法も論理的にはあるんですが、それについてはもうちょっと量の拡大と併せてやっていかないと、入り口ですぐに撃墜される。それだったら、むしろやらない方がいい。こういう状況認識を持っています。

○草刈議長 1つだけ済みません。「市場メカニズム」という言葉が使っているので、少しだけ誤解をされているとすると、あるいは委員の方も含めて申し上げておきたいのですけれども、例えば先ほど自動車の話をしましたけれども、コスト競争でコストを下げました。だから、質が悪くてもいいのだという議論は、市場メカニズムの中でも全く通用しないのです。質をさらに高めながら安くしていく。これが市場メカニズムの競争の原点ですから、そんな簡単に市場メカニズムというものが誤解されているとしたら、そういう人に言っていただきたいし、それは是非正していただきたいと思います。

○大谷局長 はい。

○白石主査 最後に確認ですけれども、資料1の少子化対策特別部会の「基本的考え方」の6ページに、「良好な育成環境の保障という公的性格」、「情報の非対称性」、「質や成果の評価に困難が伴うこと」など5つの項目が書かれてありますね。要するに、保育は対人社会サービスとしてこんな性格があるということで、これは何もこちらが主張している市場メカニズムの導入とは矛盾しないということですね。別にこちらの考え方を否定するために書かれたわけではないですね。

○義本課長 違います。

○白石主査 だから、これがあるから公的な認可保育所が大事だという論理ではないですね。これを書かれた意図は、どういうことなのですか。

○義本課長 ですから、こういう性格を保育サービスは持っていることをベースにして議論しないといけないということですから、先ほど白石主査がおっしゃったように、認可の問題とは別に、こういうゼロの議論からスタートしてやらないといけないといったわけでございます。ですから、それによって市場メカニズムをブロックしようとか、そういう議論ではなくて、これをベースにして議論しようということでございます。

○白石主査 最後に、少子化対策が急がれるところでございますけれども、少子化対策特別部会で得た議論をどういうふうにこれから制度化されるのか。スケジュール的なことを確認させていただけますか。

○大谷局長 これから概算要求、予算編成になって、あとは与党の中でも税制改正論議が動いていますから、そういう動きと並行していかなければいけません。ただ、新待機児童ゼロ作戦の量の拡大について、当初の予算でどれくらいとれるか。その辺の見極めも併

せてやっていきたいと思っています。潜在ニーズの把握をしなければいけないと思っていますので、そこと並行してしていきたいと思っています。

○白石主査 潜在ニーズの把握というのは、どういう方法論ですか。調査方法としては、非常に難しいと思います。

○大谷局長 難しいです。今、出ているニーズは顕在化したものだけだから、保育所があれば本当は仕事を辞めなかったのにお母さんがどれぐらいいるかということはどうやって引き出すか。特に市町村にしてみたら、待機児童ゼロができ上がりだと思っているところがあるはずなので、そういうところに、でき上がりではないでしょう。本当はまだニーズがありますという、そこをくみ出す調査を、今、調査の方法も含めてやっているところです。もう発送しましたか。

○朝川室長 まだです。

○白石主査 何月実施でいらっしゃいますか。

○有富委員 そんなことは必要なのですか。みんなわかっています。

○白石主査 多いということはわかっています。

○大谷局長 わかっているというだけでは、予算要求ができないんです。

○白石主査 それが必要ということですね。

○大谷局長 はい。

○有富委員 時代は変わってきたのです。

○義本課長 特に地域性もありますので、全国がどういう状況かについては、地域ごとにやっています。

○白石主査 全国で調査されるのですか。

○有富委員 そんなのは得意なものをつくればいいのではないか。

○朝川室長 統計の手続が要るので、その期間も考えないといけないので、もうちょっと先になります。

○大谷局長 だから、市町村にその気になってもらわないと、やはりこちらが鉛筆をなめてつくって何万人とやったけれども、市町村が私たちの知ったことではないということになったら、それがまた空文化してしまうので、やはり参加して一緒になってやらないとよくないです。

○草刈議長 それはおっしゃるとおりです。ただ、緊急性があるわけですから、そうすると、大体どういう目途でお考えになっておられますか。粗々なスケジュールでいいです。

○大谷局長 ですから、概算要求までに財務省との交渉スケジュールを決めて、そして、今度は必要な量についての予算の額を恐らく予算編成過程で積み上げていくんだらう。特にシーリング問題等もありますから、概算要求で積み上げるのは恐らく無理だと思います。そういう意味で、秋の後半が1つの山場になるとは思っています。

○白石主査 「新たな保育メカニズム」の具体的な検討については、今後、どのように、いつまでにやられる御予定ですか。

○大谷局長 量の問題と並行して検討すると思います。それは並行してやらざるを得ない。現状の需給バランスが変わらないままで、どこまで検討できるのかという議論があります。

○白石主査 量の多さによっては、今の実数では足りない。爆発的に増やさなければいけないとなると、今までの認可を中心とした保育所の考え方が相当変わってくるという理解でいいですか。

○大谷局長 爆発的に増えると、恐らくそういう議論も出てくるでしょう。

○白石主査 わかりました。ほかに何かございますか。

議論は尽きないところでございますが、終了予定時刻を過ぎてしまいましたので、この辺りで本日の公開討論を終わりにしたいと思います。当会議としましても、引き続き、新たな制度設計の議論を注視していき、必要に応じ提言をしてみたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

閉会とさせていただきます。

○大谷局長 どうも失礼いたしました。

○白石主査 この後、引き続き、1階の第2会議室に場所を移して記者会見を行いますので、記者の方はどうぞ御参加ください。

(厚生労働省関係者退室)

(以上)